

令和 7 年度出雲市地域産業エネルギー利用高度化支援事業 仕様書

1. 件 名 令和 7 年度出雲市地域産業エネルギー利用高度化支援事業

2. 目 的

2020 年 10 月の政府による「2050 年カーボンニュートラル」の宣言を受けて、各分野で脱炭素化に向けた動きが一層加速している。また、2021 年 6 月には「地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」が公布され、法の基本理念として「2050 年までの脱炭素社会の実現」が位置付けられた。

出雲市においても、脱炭素社会実現に向け、令和 3 年 5 月にゼロカーボンシティ宣言を行い、2050 年までに二酸化炭素排出量実質ゼロを目指すこととした。

本事業は、市内事業者における再エネ・省エネ設備の導入に対する意識変革を促し、従来のエネルギー利用を転換することにより、地域産業のエネルギー利用を高度化し、経営効率化、ひいては脱炭素化に繋げることを目的とする。

なお、本業務は、経済産業省「エネルギー構造高度化・転換理解促進事業費補助金」の補助制度により実施する事業である。

3. 委託期間：契約締結日の翌日から令和 8 年 3 月 5 日まで

4. 委託内容

(1) 市内事業者向け研修会開催業務

① 委託期間中に市内商工団体（4 団体）へ各 1 回ずつ実施

対面形式とし、内容は次の項目を中心に再エネ、省エネ設備導入を含めたエネルギー転換や脱炭素に関する基礎知識がない市内事業者にもわかりやすいものとする。

ア 世界全体の脱炭素の流れ

イ 再エネ・省エネ設備導入によるエネルギー利用高度化の必要性

ウ エネルギー利用高度化（脱炭素経営）のメリット及びこれに取り組まなかった場合における課題等

エ エネルギー利用高度化に取り組むための手法（業種や事業規模に応じたエネルギー利用高度化に資する事例の紹介等）

オ 国、県及び市の支援メニューの紹介

カ 参加事業者に対し、簡易なエネルギー診断の体験提供

② 講師の手配（旅費・謝金の支払いを含む）

③ 会場の手配（使用料の支払いを含む）

④ 事業者への案内文作成、当日の受付、資料印刷費等

⑤ 研修会参加事業者へのアンケート作成、集計

(2) 市内事業者エネルギー診断支援業務

① 対象事業者の選定

希望する事業者の中から4社以上かつ、できるだけ多くの事業者に対し、エネルギー診断の支援を実施すること。なお、事業者の選定については、発注者と協議し、決定すること。

② エネルギー診断支援

ア エネルギー使用状況及びCO2排出量について、現地にて現状把握を行う。エネルギー管理士等の資格を有する専門家の派遣が望ましい。

イ エネルギー使用量及びCO2排出量を算出し、報告書を作成し、事業者の説明すること。

(3) 市内事業者再エネ・省エネ設備導入計画策定支援業務

① 上記「(2)」の事業者に対し、再エネ・省エネ設備導入計画を策定すること。

② 事業者の現状に応じ、設備運用及び再エネ・省エネ設備導入等の様々なアプローチからエネルギー利用高度化およびエネルギーコストの削減方法について提案すること。

③ 計画の実施に向けて、活用できる補助金等、助成制度の案内を行うこと。

(4) 事業報告書作成業務

上記(1)～(3)の事業内容を取りまとめ、事業報告書を作成し、市に提出すること。

(5) 打合せ協議

本業務の打合せは次のとおり実施し、受注者はその内容を記録し、業務完了時に提出するものとする。対面を原則とするが、状況により、WEBとすることもある。

① 委託業務着手時 内容：事業の進め方及びスケジュール確認等

② エネルギー診断終了時 内容：進捗状況確認

③ 事業報告書提出時

④ その他必要と認められるとき（発注者と受注者が協議して決定する。）

5. 成果品

本業務の成果品は次のとおりとする。

- | | |
|---------------|-----------|
| (1) 事業報告書 | 1部（紙媒体） |
| (2) その他関連資料 | 1部（紙媒体） |
| 上記電子データ（CD-R） | 1式（PDF形式） |

6. その他

- (1) 本業務は、経済産業省資源エネルギー庁補助事業「エネルギー構造高度化・転換理解促進事業費補助金」の「再生可能エネルギーなどエネルギー構造高度化等に資する調査・研究事業」を活用するため、本補助事業の趣旨に沿った業務運営を行うこと。
- (2) 本業務の実施に際しては、担当者との十分な協議のもとに進めること。
- (3) 本仕様書に記載されていない内容については、発注者と受注者との協議のうえ決定する。
- (4) 本業務のために得た事業者の資料、データ、作成した報告書及び出雲市

から提供を受けた資料については、本業務の目的以外に使用してはならず、第三者に公開、提供してはならない。

- (5) 出雲市情報公開条例及び個人情報の保護に関する法律を遵守すること。